

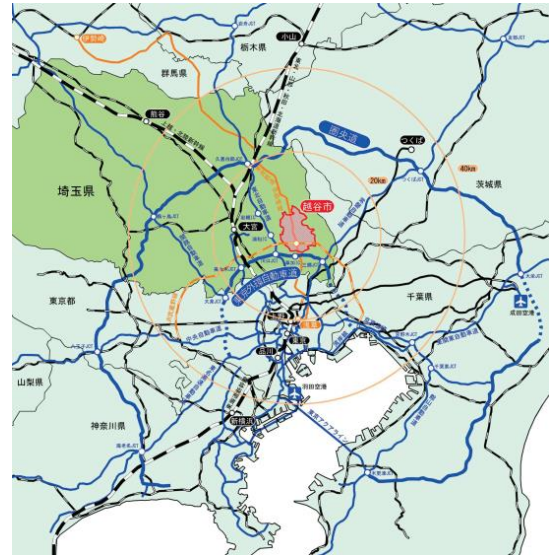
## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### 【地理的特性】

越谷市は面積約 60.24 k m<sup>2</sup>、東京都心から半径 25 k m 圏内の埼玉県東南部に位置し、鉄道や幹線道路が市の南北・東西に走るなど、アクセスに優れた交通要衝のまちとして発展している。



##### 【人口構造】

越谷市の総人口は増加を続け令和 2 年(2020 年)4 月 1 日現在で総人口 344,682 人、世帯数 156,453 世帯となっている。

年齢区分別人口の推移を見ると、年少人口、生産年齢人口の割合が減少する一方、高齢者人口の割合が増加しており、令和 2 年(2020 年)4 月 1 日現在で高齢化率は 25.1%となっている。

また、今後の人口の見通しとしては、令和 4 年をピークとしてその後は減少に転じることが予想される。年齢 3 区分別では、年少人口と生産年齢人口の割合は緩やかに減少し、令和 7 年にはいわゆる団塊の世代の全員が 75 歳以上となり高齢者人口の割合は増加していくことが予想される。

## 人口推移



## 年齢3区分別年齢構成

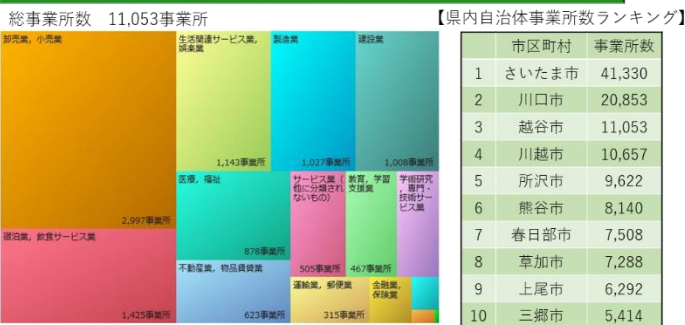


## 【産業構造】

本市では、かつては、農業を基軸に、加工業、運送業や伝統工芸、さらには街道沿いの宿、河川交通の結節点として、様々な地場産業が営まれてきた。その後、高度成長期を契機に東京近郊のベッドタウンとして大きく発展し、住宅地にも商店街が形成されるとともに、都内から移転する工場が相次いだ結果、事業所数が大きく増加した。

現在では約34万人の人口を有し、交通利便性に優れ、首都圏という巨大マーケットに近い本市においては、卸・小売業や製造業、建設業などを中心とした多様な産業が地域経済の基盤を形成している。

## 大分類別事業所数



## 大分類別従業者数



## 【中小企業者の実態】

市内企業の大半を占める中小企業者は地域の経済・雇用を支えるとともに、地域住民の生活の向上・交流の促進に寄与するなど、地域の活性化に重要な役割を担っている。

しかし、少子高齢化等の影響による人手不足や事業・技術の承継をはじめ、受注量の減少、設備の老朽化など、様々な課題を抱えている。

## (2) 目標

市内中小企業者の課題解決に向けた、労働生産性向上の取組みを促進するため、計画期間に100件の認定を行うことを目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（国が中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

市内産業を形成する多様な中小企業者の生産性向上を促進するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

市内各所に企業が立地しているため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業構造は、多様な産業により形成されているため、本計画の対象は、標準産業分類における全業種とし、労働生産性の向上を目的とした事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

これまでの規定に関わらず、以下のいずれかに該当する事業は本計画の対象としない。

- ・人員削減を目的とした事業

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成25年条例第14号）第3条第2項に規定する暴力団関係者が関連する事業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業
- ・その他、市長が適当でないと認める事業